

標準型 I 型

入札説明書（別紙－1）

工事名：平成30年度 第K-1号 クリーンセンター滋賀第4期施設整備工事

◎留意事項

- 当工事は、総合評価方式工事です。当工事に競争参加される場合、入札公告、入札説明書と併せて、当該説明書（以下、「別紙－1」といいます。）を熟読の上技術提案書を作成し、提出してください。
- 別紙－1には各種様式を作成するにあたっての留意事項が記載されておりますので、遵守の上、技術提案書を作成し、対象となるすべての様式を提出してください。また、各種様式の中にも、〈作成上の注意事項〉が記載されております。

留意事項等が遵守されていない場合、欠格（無効）または、当該評価項目の加算点が0点となる場合があります。

- 各評価項目において、その内容を確認できる資料（証明書など）も併せて提出いただく事があります。提出がなかった場合や提出いただいた資料に不備等がある場合は無効となります。
- 当総合評価方式においては、**施工体制確認型を導入**しています。詳細については、本説明書に記載の実施要領を参照ください。なお、**技術提案書提出の時点で施工体制確認型の追加書類提出の必要はありません。**

◎ (評価基準) 標準型 I 型

標準型 I 型			
評価の視点	評価項目	配点	提出様式
技術提案	【施工管理】	8.0	4-1号
	【目的物の品質①】	6.0	4-2号
	【目的物の品質②】	6.0	4-3号
	【目的物の品質③】	4.0	4-4号
企業の施工能力	工事成績等	3.0	2-1号
企業の 地域性・社会性	防災協定の締結	1.0	7-1号
	県内営業所の有無	3.0	7-4号
	県内企業の下請活用	2.0	7-7号
	県産材の使用	0.5	7-10号
計		33.5点	

(1)「着目点に対する技術提案」(24.0点)

本工事において求める「着目点に対する技術提案」は以下のとおりです。(4つの着目点)

評価項目	着目点
【施工管理】	<p>●埋立作業に支障のないよう、安全かつ早期に掘削運土作業を完了させるための提案 (参考：着目点設定の背景) 本工事の工期の多くを占めており、かつ複数の重機が輻輳する危険な作業である造成工や土砂仮置工の遅延は、工期全体の遅延につながり、また処分場の埋立残余容量が逼迫していることもあって、たちまち処分場自体の運営に支障をきたす事態となる。 一方で、本工事の期間中も廃棄物の埋立作業は継続しており、埋立作業で用いる覆土の確保に加え、埋立作業の動線および作業効率にも支障をきたすことなく工事を進めなければならない。 以上を踏まえ、できるだけ安全かつ早期に工事を完了するための方策や配慮についての具体的な提案を求めるものである。</p>
【目的物の品質①】	<p>●遮水シートの折れ点および接合部等における確実な遮水機能を確保するための提案 (参考：着目点設定の背景) クリーンセンター滋賀は、安全・安心を第一に、信頼される施設の運営に努めている。特に、遮水工においては、確実な遮水機能を確保する必要があるため、遮水機能上の弱点となりやすい折れ点および接合部等における施工対策についての提案を求めるものである。</p>
【目的物の品質②】	<p>●ベントナイト改良土の天候悪化による遮水機能低下を防ぐための提案 (参考：着目点設定の背景) ベントナイト改良土は施工時における降雨等により膨潤し遮水機能が低下する恐れがあるため、天候悪化時においても遮水機能を確保するために有効と考えられる施工対策についての提案を求めるものである。</p>
【目的物の品質③】	<p>●漏水検知システムの運用負荷を低く抑えるための提案 (参考：着目点設定の背景) 漏水検知システムは、安定して稼働し続けることに加え効率的に運営できることが重要であり、埋立期間中から埋立完了後までの維持管理のしやすさを考慮した管理システムの構築等への配慮や対策についての提案を求めるものである。</p>

■評価の方法は以下のとおりです。

- ・着目点に対する【対策】の提案は、各評価項目ごとに最大で3つまで提案可能とします。
- ・各【対策】について「優」「良」「可(採用)」の3段階で評価を行い、「優」を2、「良」を1、「可」を0として換算し、その換算値に基づき以下の加算点を評価項目毎(着目点毎)に加算します。

■評価項目における加算点の内訳

○5段階評価

「着目点に対する技術提案」の各【対策】の評価	換算点	加算点		
		8点	6点	4点

		満点	満点	満点
換算値4以上の場合（「優」2つ以上、または「優」1つ「良」2つ）	4.0	8.0	6.0	4.0
換算値3の場合（「優」1つ「良」1つ、または「良」3つ）	3.0	6.0	4.5	3.0
換算値2の場合（「優」1つ、または「良」2つ）	2.0	4.0	3.0	2.0
換算値1の場合（「良」1つ）	1.0	2.0	1.5	1.0
換算値0の場合（「優」「良」共がない）	0	0	0	0

以下に「着目点に対する技術提案」を作成していただくにあたっての<※作成上の留意事項>を記載しますので、熟読の上で「着目点に対する技術提案」を作成してください。

<※作成上の留意事項>

●「着目点に対する技術提案」の内容については加算点評価の有無に関わらず契約条件となり、履行していただくこととなります。また、履行確認方法は、「着目点に対する技術提案」の【対策】に記載された内容を基に契約締結後に監督職員と協議の上決定し、着手から完了までその履行状況を確認します。なお、「着目点に対する技術提案」の内容が履行されなかった場合は、工事成績評定において減点措置を行うこととしますので、そのことを十分に留意の上、「着目点に対する技術提案」を行ってください。

なお、減点措置の内容については巻末に記載します。

●「着目点に対する技術提案」の未提出者および白紙提出者は、当工事にかかる「着目点に対する技術提案」の内容が適正でないものと判断し、欠格（無効）として取り扱います。ただし、「着目点に対する技術提案」<参考資料>については、この限りではありません。また、それ以外にも以下のような場合には欠格（無効）として取り扱う場合があります。

- ・「着目点に対する技術提案」に商号または名称や工事名が記載されていない、または誤って記載されているなどにより、提案者が特定できない場合。
- ・法令に違反する提案の場合。（なお、欠格（無効）としない場合であっても、その「着目点に対する技術提案」は不採用とします。）
- ・発注者が求める着目点と無関係な「着目点に対する技術提案」の場合。

●技術提案は、求める視点に関する着目点について、所定の様式に【対策】および【効果】を記述してください。（【効果】は、各【対策】の効果とあわせて技術提案の総合的な効果を記述してください。記述方法は自由です。）

●1つの着目点に対して最大3つの【対策】まで提案できることとします。1つの【対策】欄には、簡潔（全角40文字以内）に1つの具体的な【対策】を記述してください。その他、以下の点にご留意ください。

- ・1つの【対策】欄に複数の【対策】が記述されていると判断した場合、「複数対策」としてその【対策】に対する評価は行いません。なお、この場合も【対策】の履行は求めることとなります。
- ・様式を変更して4つ以上の【対策】の記入があった場合、当該着目点にかかる技術提案の加算点は0点とします。この場合も「着目点に対する技術提案」に記載された【対策】の履行は求めることとなります。
- ・同種や類似の【対策】は、それぞれを1つの【対策】として記載してください。
- ・【対策】には、「概要」欄に対策内容に応じて規模や施工範囲、頻度等を記述してください。記述がない場合は、評価ができず加算点評価の対象とならない場合があります。
- ・「履行確認方法」欄では、「着目点に対する技術提案」の履行状況を受発注者間で確認する際の方

法について提案を求めます。「履行確認方法」の欄に記載のない場合や、履行確認ができないと判断される場合は後述のとおり「不採用」とします。(受注時は、この内容を基に受発注者間で履行確認方法を決定することとします。)

●コンクリートの規格（強度、スランプ、骨材の最大寸法）を変更するものや、混和材量を添加するといった提案は評価の対象としないので注意してください。

●「着目点に対する技術提案」に前提条件がある場合（「〇〇が生じた場合」や「〇〇が可能な場合」などの記載がある場合）は、加算点評価の対象としませんので注意してください。（「不採用」とはしませんので、履行は求めることとなります。）

●当該工事における「着目点に対する技術提案」は、A4用紙片面2枚（2ページ）で所定の様式（様式4-1号～様式4-4号）内に記述してください。なお、「着目点に対する技術提案」が3ページ以上提出された場合は、最初の2ページの記述内容についてのみ評価を行い、3ページ目以降の記述内容については評価しません。（様式の変更は行わないようにしてください。）

また、評価については、「着目点に対する技術提案」（様式4-1号～様式4-4号）に記載された内容で評価するものとし、添付されたく参考資料>については、評価の対象外とします。

●現場条件等により設計変更の対象とすることを特記仕様書に明示している内容の対策については、評価の対象外とします。

●「着目点に対する技術提案」を補完・説明するための参考資料としてパンフレット以外の図表や写真等を添付する場合は、A4用紙片面1枚（1ページ）で所定の様式（様式4-1号<参考資料>～様式4-4号<参考資料>）内に収めて記述の上、提出してください。なお、「参考資料」が2ページ以上提出された場合は、最初の1ページの記述内容についてのみ参考とし、2ページ目以降の記述内容については参考としません。（様式の変更は行わないようにしてください。）ただし、評価については「着目点に対する技術提案」（様式4-1号～様式4-4号）に記載された内容で評価するものとし、添付された「着目点に対する技術提案」<参考資料>については、あくまで「着目点に対する技術提案」を補完説明する資料であり、その内容でもって評価の対象とはしませんのでご注意ください。

●「着目点に対する技術提案」に記載した資材や機種、工法等を説明するために必要なカタログ・パンフレット（当該工事に特定されるものでなく、汎用性のあるものに限る。）については、補足資料として最低限の提出を認めます。

●以下のような【対策】は、「不採用」とする場合があります。

- ・発注者が目的物に要求する性能以上の過大・過剰な【対策】（いわゆる“オーバースペック”）。
- ・発注者が設計図書に示した工事目的物の寸法、規格、仕様等を変える【対策】。
- ・法令に違反する【対策】（内容によっては「無効」とする場合があります。）
- ・提案内容の履行に法令上の手続が必要で、その見通しが明確でない【対策】。
- ・提案内容の履行に関係機関との協議が必要で、その見通しが明確でない【対策】。
- ・様式内で「履行確認方法」の欄に記載のない場合や、履行確認ができないと判断される場合。
- ・その他、効果が不明瞭な提案など。

●その他、各様式内に<作成上の注意事項>が記載されていますので、これに基づき技術提案書を

作成してください。なお、この<作成上の注意事項>が遵守されていない場合は、当該着目点にかかる技術提案書の加算点は0点となる場合があります。

(2) 工事成績等 (3.0点)

発注者が定める要件を満たす工事で共同企業体の代表構成員の施工実績（以下、「実績工事」という。）について、今回の工事の配置予定技術者（監理技術者または主任技術者）が、その実績工事に主任技術者、監理技術者として単独または共同企業体におけるすべての構成員（ただし、出資比率が20%以上のものに限る。）として元請契約した工事に従事した実績の有無により技術力を評価し、下表に該当する評価点を加算点として与えます。

また、配置予定技術者がその他の技術者も含め複数名申請された場合は、申請のあった技術者のうち「(1) 工事成績等」の評価点が最も低い技術者で評価します。

なお、工事の施工実績や配置予定技術者の従事経験実績を確認できる工事実績情報システム（CORINS）の「登録内容確認書」等の提出を求めます。

また、ここで評価の対象とするのは、配置予定技術者の申請企業における実績のみを評価の対象とします。

企業の施工実績	代表構成員が、公告日の前日から起算して前15年以内の期間（以下「前15年間」という。）に、地方公共団体またはそれに準じる機関（公社、事業団、事務組合等）が発注した下表の工事（公告日の前日までに引渡しが完了したものに限り。）を単体で、または共同企業体の構成員（出資比率が20%以上の者に限り。）として元請契約し、施工し完成させた実績を有すること。
---------	--

区 分	評価点
陸上の一般廃棄物最終処分場または管理型産業廃棄物最終処分場における遮水シートの施工面積が50,000㎡以上の建設工事	3.0
陸上の一般廃棄物最終処分場または管理型産業廃棄物最終処分場における遮水シートの施工面積が25,000㎡以上50,000㎡未満の建設工事	1.5
陸上の一般廃棄物最終処分場または管理型産業廃棄物最終処分場における遮水シートの施工面積が25,000㎡未満の建設工事	0

(3) 防災協定の締結 (1.0点)

共同企業体の代表構成員について、当該工事の入札公告時点において国や県との防災協定（※1）の締結の有無に応じ、評価点を加算点として与えます。また、それを確認できる資料として以下の①または②のいずれか一方の提出を求めます。

<協定締結を確認できる資料>

- ①各種協定締結団体が入札参加者に発行する「証明書」（協定締結団体による押印があるもの）
- ②協定書の写し、および、公告時点において入札参加者が当団体の会員として在籍していることが確認できる資料

区 分（防災協定の締結）	評価点
国または県との防災協定の締結 なし	0
国または県どちらか一方と防災協定の締結 あり	0.5
国および県の両方に防災協定の締結 あり	1.0

＜評価の対象とする防災協定＞

- （※１）・近畿地方整備局（滋賀国道事務所、琵琶湖河川事務所などの近畿管内出先機関も含む）、滋賀県（滋賀県道路公社、滋賀県企業庁を含む）と締結している協定を評価の対象とする。
- ・協定締結を証する書面として、その協定締結団体が発行する証明書（写）の提出を求めます。

<p>＜参考＞滋賀県との防災協定の名称及び締結団体（H29年3月現在 滋賀県地域防災計画 他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書：（一社）プレハブ建築協会（H8.3.25） ◇災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書：（一社）全国木造建設事業協会（H8.3.25） ◇災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書：（一社）滋賀県産業廃棄物協会（H25.8.27） ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定書：（一社）滋賀県建設業協会（H8.3.29） ◇災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書： <ul style="list-style-type: none"> （一社）滋賀県建設業協会各支部（H26.3.11） ◇災害時における水道施設の応急普及の応援協定：滋賀県管工事業協同組合連合会（H19.3.27） ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定：（一社）滋賀県電業協会（H20.3.11） ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定書：（一社）滋賀県電気工事工業組合（H24.3.13） ◇地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定 <ul style="list-style-type: none"> ：（一社）滋賀県下水道管路維持協会（H20.3.25） ◇自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定：（一社）日本下水道施設業協会（H26.7.14） ◇災害時における応急救護活動への応援に関する協定：（一社）滋賀県造園協会（H20.5.7） ◇災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定： <ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動法人 甲賀ユートピアネットワーク（H26.8.26） ◇緊急事態発生時における琵琶湖大橋の通行規制の応援に関する協定：県内企業1社（H26.4.1）（滋賀県道路公社） ◇無償団体救援協定（災害一般廃棄物の収集運搬）： <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県環境整備事業協同組合（H16.1.19）、湖北環境協同組合（H16.1.19） ◇災害時における応急活動への応援に関する協定書：有限責任中間法人 滋賀県道路建設協会（H19.3.27） ◇漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書：県内企業16社（H26.5.1）（滋賀県企業庁） ◇災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括協定書：（一社）日本建設業連合会関西支部（H29.2.20）
--

（４）県内営業所の有無（3.0点）

共同企業体の代表構成員について、入札公告日における「県内営業所の有無」について評価を行い、以下の評価点を加算点として与えます。なお、ここでいう「営業所」とは、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいいます。

「滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿」に登録されていない営業所により本評価項目の営業所として申請する場合は、「建設業許可申請（届出）書の表紙および別紙2」の写しおよび当該営業所の所在地が県内であることが確認できる資料（登記簿、賃貸借契約書、定款など）の提出を求めます。

区 分 （県内営業所の有無）	評 価 点
営業所が滋賀県内にない。	0
「従たる営業所（その他の営業所）（支店）」が滋賀県内にある。（※）	1.0
「主たる営業所（本社・本店）」が滋賀県内にある。	3.0

※ 工事の競争参加資格要件と対応許可業種を有する場合を加算点評価の対象とする。また、当該営業所が入札参加営業所かどうかは問わない。

今回工事（対応許可業種は「土木一式工事」の場合、「その他の営業所」が「土木一式工事」の許可を有していれば加算点評価する。

(5) 県内企業の下請活用 (2.0 点)

地域に貢献し、地域を支える建設産業の育成のため、発注工事における下請業者に、県内企業を活用することを評価します。具体的には、次の①、②のいずれかを満たす場合に評価します。なお、対象とする下請負契約は、下請負契約 300 万円を超える契約とします。

- ① 元請企業が下請企業を活用する場合、一次下請負契約額全体のうち、県内に主たる営業所を有する企業への下請負契約額の割合が 80%以上を予定している場合
- ② 県内に主たる営業所を有する元請企業が、請負金額の 80%以上の施工を予定している場合

工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、申請した下請負契約の状況を確認します。また、工事完了時に下請負契約の確認を行います。その際に、評価の対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行います。

区 分 (県内企業の下請活用の有無)	評価点
県内企業の下請活用 なし	0
県内企業の下請活用 あり (上記①または②の実施)	2.0

(6) 県産材の使用 (0.5 点)

発注者が指定した以下の資材 (※) の 1～6 のうちから、県産材 (滋賀県内の事業所 (工場) で納入時の姿に製造された工事用資材) を一品目以上で、設計数量の 80%以上を使用する場合に評価を行い、加算点を与えます。また、契約後に使用を証明する書類の提出 (伝票、納品証明書等) を求め履行を確認します。

(※) 当工事で評価対象とする「発注者が指定する主要資材」

資材名称・規格	1	自由勾配側溝	B700*H900
	2	自由勾配側溝	B700*H1100
	3	自由勾配側溝	B800*H1200
	4	自由勾配側溝	B800*H1300
	5	自由勾配側溝	B800*H1400
	6	鉄筋コンクリートU型	PU1-240*240

区 分 (県産材の使用)	評価点
「発注者が指定する主要資材」の県産材の使用 なし	0
「発注者が指定する主要資材」の県産材の使用 あり	0.5

総合評価方式における技術提案の不履行にかかる工事成績評定の取扱いについて

1. 技術提案書で提案された内容の履行状況により履行率を算出し、未実施分に応じ下表の減点係数を乗じる。履行確認の対象とするのは、着目点に対する技術提案、県内企業の下請活用の有無および県産材の使用の有無とする。

・着目点に対する技術提案における減点係数は、下表のとおりとする。

履 行 率	減点係数(α)
50%未満	1. 0
50%以上 75%未満	0. 6
75%以上 90%未満	0. 3
90%以上 100%未満	0. 1

・県内企業の下請活用における減点係数は、以下のとおりとする。

＜加算点評価の対象となった県内企業の下請活用＞

技術提案書で県内企業の下請活用を申請したが、施工体制台帳や建設工事下請人報告書で加算対象となる条件を満たしていない場合、および、現場での施工体制点検を通じて申請した県内企業の下請活用が満たされていないことを確認した場合、減点係数(α)を「1.0」とし減点する。

＜加算点評価の対象とならなかった県内企業の下請活用＞

減点の対象とはしない。

・県産材の使用における履行率および減点係数については、以下のとおりとする。

＜加算点評価の対象となった資材＞

完了時の使用数量に占める県産材使用量が80%を下回った場合にのみ、減点係数(α)を「1.0」とし減点する。ただし、提案のあった県産材使用量以上の利用があった場合や真にやむを得ない理由と認められる場合はこの限りでない。

＜加算点評価の対象とならなかった資材＞

減点の対象とはしない。

2. 総合評価の不履行に対しては、以下の点数を工事成績評定(法令遵守等)において減点する。

● (各着目点の不履行による減点数) = α × β × 3

α : 減点係数

β : 受注者の各着目点の加算点数(ただし、技術提案において加算点評価されなかった内容についてはβ=0.2とする。)

● (工事成績評定における減点数) = (各着目点の不履行による減点数) の総和

※「各着目点」は発注者が設定する着目点をいう。また、「県内企業の下請活用」、「県産材の使用」については評価項目単位とする。

3. 履行確認方法については、以下のとおり。

- (1) 技術提案の履行確認のとりまとめについては、(別紙)「技術提案の履行確認書」の提出による。
- (2) 工事着手前に受注者において「技術提案内容」欄に必要事項を記入し、監督職員の確認を得るとともに、履行確認方法について監督職員と協議の上決定し、原案として施工計画書とと

もに提出する。

- (3) 受注者は完了時に「履行確認の概要」、「各【対策】の履行状況」、「技術提案履行率」、「減点係数」および「技術提案加算点」を記入し、「減点数」を計算し、監督職員へ提出することとする。
- (4) 計算結果については、受発注者の両方で確認を行う。

以下は、入札において、低入札価格調査基準価格を下回った入札参加者に対して、施工体制等の確認を行うための実施要領です。追加資料の提出・ヒアリングの実施および審査、評価は開札後になりますが、事前に実施内容を熟読ください。
なお、低入札価格調査制度の適用も受けますのでご注意ください。

＜施工体制確認型実施要領＞

2-1. 趣旨

総合評価落札方式を実施するに当たって、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況の確認を行うことにより、設計図書において求める要件の実現の確実性を審査、評価するものである。

2-2. 評価点と評価値

- 評価点＝標準点＋施工体制評価点＋技術評価点
- 評価値＝評価点÷入札価格×1億

標準点 : 100点（固定）

施工体制評価点 : 30点

【内訳】品質確保の実効性に関する項目 : 15点

施工体制確保の確実性に関する項目 : 15点

技術評価点 : 総合評価のタイプ毎に設定

2-3. ヒアリングの実施

2-3-1. 失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての入札参加者に対して、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

ただし、その申し込みにかかる価格が調査基準価格以上で入札した者（「2-2. 評価点と評価値」で規定する評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内である場合にあっては、すべての入札参加者。）については、ヒアリングを実施しないことができる。調査基準価格に満たない者のうち、「調査基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の応札者のうち評価値最高者を下回る評価値の者」について、ヒアリングを実施しないことができる。

2-3-2. ヒアリングを行おうとする者に対し、追加書類の提出（「2-4. 追加書類」参照）を求めるものとする。ヒアリングの日時および場所等については別途連絡する。

ヒアリング対象者である旨の連絡および追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、入札参加者あてに連絡するものとする。

2-3-3. ヒアリングに当たってヒアリング対象者が参加させることができる者は、配置予定技術者および現場代理人を含む3名以内とする。

2-3-4. ヒアリング対象者は、ヒアリングの際に、「2-4. 追加書類」で規定する追加書類のうち添付資料に係る原本を持参し、入札執行者からの求めに応じ、提示しなければならない。

2-3-5. ヒアリング対象者は、ヒアリングに当たっては、「2-4. 追加書類」により提出された追加書類に基づかない説明をすることができない。

2-3-6. 調査基準価格未満で入札をした者がある場合において、その者が低入札価格調査実施要領に定める「STEP 1 調査」において「STEP 1 調査における判断基準」を満足しないと確認できる場合は、2-3-1の規定にかかわらず、ヒアリング調査を行わないものとする。

2-3-7. 2-3-6 に規定する場合においては、入札執行者は、その者に係る入札を失格とすることができる。

2-4. 追加書類

2-4-1. ヒアリング対象者は、入札執行者があらかじめ指定した期日までに、次に掲げる追加書類（以下、追加書類とする）を郵送または持参の方法により、提出しなければならない。

なお、入札執行者から特に指示がなかった場合は、提出の要請があった日から起算して3日以内（土曜、日曜および祝日を除く）に必要な全ての資料を提出するものとする。

【低入札価格調査実施要領に定める様式】※低入札価格調査実施要領にある添付資料の提出は必要としない

- (1) 下請予定業者等一覧表（工事様式3）
- (2) 配置予定技術者名簿（工事様式4）
- (3) 資材購入予定先一覧（工事様式7-2）
- (4) 機械リース元一覧（工事様式8-2）
- (5) 労務者の確保計画（工事様式9-1）
- (6) 工種別労務者配置計画（工事様式9-2）
- (7) 建設副産物の搬出地（工事様式10）
- (8) 建設副産物の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（工事様式11）
- (9) 品質管理のための人員体制（工事様式12-1）
- (10) 品質管理計画書（工事様式12-2）
- (11) 出来型管理計画書（工事様式12-3）
- (12) 安全衛生教育等（工事様式13-1）
- (13) 点検計画（工事様式13-2）
- (14) 施工体制台帳（工事様式14）

2-4-2. ヒアリング対象者は、2-4-1 で定める入札執行者が指定するまでの間に限り、追加書類の提出を行わない旨を申し出ることができる。この場合においては、速やかに「(様式) 施工体制確認型（履行確実性）追加書類提出辞退届」を提出するものとする。当該申し出を行ったヒアリング対象者は、失格とする。

2-4-3. ヒアリング対象者は、追加書類を提出した後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。

2-4-4. 追加書類の作成等にかかる費用は、ヒアリング対象者の負担とする。

2-4-5. 追加書類の返却および公表は、原則として行わない。

2-5. 施工体制の評価および審査

2-5-1. 入札執行者は、「積算内訳書」ならびに「入札説明書（別紙-1）」において求める資料、「追加書類」および「ヒアリングの結果」等により審査を行い、「施工体制の確保の確実性」および「品質確保の実効性」について評価するものとする。

2-5-2. 評価の配点は以下の表「施工体制（施工体制評価点）」のとおりとする。

表 施工体制(施工体制評価点)

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	評価点
施工体制 (施工体制評価点)	施工体制確保の確実性 【15点】	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
			工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
			その他	0
	品質確保の実効性 【15点】	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
			工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
			その他	0
施工体制の評価 (施工体制評価点)	30点満点			

2-5-3. 審査方法の概要は以下のとおりである。

(1) 品質確保の実効性

- ・ 入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。
- ・ 入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。
- ・ 入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ①建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令順守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（建設副産物の搬出地（工事様式10）、建設副産物の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（工事様式11））
- ②安全確保の体制が構築されると認められるか（安全衛生教育等（工事様式13-1）、点検計画（工事様式13-2））
- ③その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（品質管理のための人員体制（工事様式12-1）、品質管理計画書（工事様式12-2）、出来型管理計画書（工事様式12-3））

(2) 施工体制確保の確実性

- ・ 入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、そ

れが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ①下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（下請予定業者等一覧表（工事様式3）、施工体制台帳（工事様式14））
- ②施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（資材購入予定先一覧（工事様式7-2）、機械リース元一覧（工事様式8-2）、労務者の確保計画（工事様式9-1）、工種別労務者配置計画（工事様式9-2））
- ③配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか（配置予定技術者名簿（工事様式4））

2-6. その他

- 2-6-1. ヒアリング対象者が、追加書類の全部もしくは一部を提出しない場合（2-4-2で規定する申し出を行っている場合を除く）、提出した追加書類に不備がある場合またはヒアリングに応じない場合は、直ちに履行不能と判断する。